

議案第70号

知事の給料及び退職手当の特例に関する条例制定の件

知事の給料及び退職手当の特例に関する条例を次のように制定する。

令和2年6月提出

鹿児島県知事 三反園訓

知事の給料及び退職手当の特例に関する条例

(知事の給料の額の特例)

第1条 知事の令和2年7月1日から同月27日までの間における給料の額は、知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和22年鹿児島県条例第14号）第1条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額は、同条に定める額とする。

(知事の退職手当の額の特例)

第2条 令和2年6月1日における知事に対する同日を含む任期に係る退職手当の額は、知事及び副知事の退職手当に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第18号）第3条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した額から、その額に100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

知事の給料の額及び退職手当の額の特例を設けるため、この条例を制定しようとするものである。